

平成23年第16回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年8月23日(火)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 委員 外松和子
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について

3 報告

(1) 教育長報告

平成23年度練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について

練馬区児童劇団 第30回発表会の開催について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時57分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿形繁穂
生涯学習部長	中村哲明
学校教育部庶務課長	岩田高幸

同	新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同	学務課長	古 橋 千重子
同	施設給食課長	山 根 由美子
同	教育指導課長	吉 村 潔
同	総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部	生涯学習課長	小金井 靖
同	スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同	光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 4名

委員長

それでは、ただいまから、平成23年第16回教育委員会定例会を開催する。
 本日は傍聴が2名おいでである。よろしく願います。
 では、案件に沿って進めさせていただく。
 本日の案件は、陳情3件、協議2件、教育長報告3件である。

(1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について

委員長

初めに陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

(2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書。この陳情案件については資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問を伺う。

安藤委員

質問である。まず1番の大地震発生時の児童・生徒の安全確保の登下校中というところであるが、もし登校中、例えば8時以降、完全に登校が終わる前の時間については、何か考えているかどうか、そういう指示をされたのか。

それからもう一つ、緊急時のマニュアル再確認で、登下校中、授業中、休憩時間、いろいろあるが、週末や長期休業中などの休みの間にももしそういう地震があった場合に、その後、生徒の安否確認は学校からするものなのか、その辺がわからないので教えてほしい。

教育指導課長

まず登校中に関しては、先ほどの下校中と同様で、ちょうど家を出て学校に向かっている時間帯であれば、当然学校から教員が地域に出て行って、学校に向かっている子供たちの安否確認をし、できるだけ学校のほうに教員が連れて、学校の中で安全確保をしていくことが基本になると思う。

それから休みの間になると、これは基本的に家庭で安全確保していただくわけだが、当然一定の地震の後に関しては、各家庭において安全な状況にあるのかどうか、それは学校から連絡しながら確認していくことになるが、休みの間については、まずは家庭でということになる。

安藤委員

もちろん守るのは家庭だが、安否確認は、

教育指導課長

その後の安否確認は、当然することになる。
以上である。

委員長

ほかの方はいかがか。

外松委員

今説明いただいたが、大きな1番の最初のところに、授業中、そして各校(園)のマニュアルに基づくということで、今の説明の中で、マニュアルに基づいてというお話が来ているが、このマニュアルというのは、いつごろ作成されたもので、そしてどの程度統一性があったり、それから園とか各校によって違いがあるとか、その辺、もとなつているマニュアルは、一体どんなものなのかがちょっと私にはよくわからないので、その辺を教えていただきたいと思う。

教育指導課長

この各校（園）のマニュアルは、今までもあるのだが、今回、3月11日を受けて、修正をして、9月上旬の副校長会で各学校が持ち寄ることになっているが、そのマニュアルを指している。特に、そのマニュアルを教育委員会のほうで各学校がどのように作成したのかを見て、基本線として外してはいけない部分については、改めて各学校がつくったものに基づいて徹底を図っていくことになる。ただ、マニュアルは、各学校で地震が起きたときに、どういう経路で避難するかについては、各学校の校舎の構造であるとか、そういったものがまちまちなので、一律にはつくれない部分がある。だから、各学校が自分の学校の状況にあわせて児童・生徒の安全確保が一番いい方法としてのマニュアルをつくっているのだから、それを一応持ち寄ることになる。

ただ一つ、昨日研修会の中でも出ているのは、例えば今まで地震が起きたときは校内で、地震の訓練は、地震が発生した。大きな地震だ。机の中にもぐりなさい。こういう指示をしてやるのが今まで考えていた学校の訓練なのだが、きのうの研修会であったのは、おそらくあの規模の大きな地震が来たときには、そういう指示はできないだろう。放送もできない可能性がある。そういう指示がなくても子供たちが動けることをやっていかなければいけないし、保護者との連絡も基本的には取れないことを前提に考えなければいけないことが、きのうの研修の中でも触れられているところである。ですからそういったことも含めて、新たにそういった指示をしなくても動けるような体制を各学校の中でいかにつくっていくのかがポイントである。その辺を9月上旬に、各学校で持ち寄ったときに、もう一度副校長の中で情報交換をしながらそれを修正していく作業に入る。

外松委員

そうすると、もちろん今説明いただいたように、園、学校それぞれ校舎の形、生徒の数はいろいろ違うので、具体的には違ってくるかと思うが、大きな柱というか、そういう点は、ここは絶対に押さえないといけないこと等の指導が、今回の3.11を受けて、この5つととらえていくのか。何か共通項みたいなものを考えているのか。

教育指導課長

少なくとも、ここに書いてある対応指針、これはあくまでも指針なのであるが、この指針に掲げてあることについての策が、各学校のマニュアルの中に設けられることが大前提になると思う。

もう一つは、各学校から出て来たものの中から、どうしても外せないものをもう一度確認する必要があると思う。先ほど言った、例えば放送ができないことが前提になっているか。保護者との連絡が取れない中での動きができるようになっていくか。例えば避難場所というのも、今までは校庭が常識になっているが、避難場所は校庭とは限らないわけである。液状化現象とか出て来たときは、校庭も危ないことになるので、校庭だけが避難場所になっていないか。幾つかそういう各学校から出てきたものの中からのチェックポイントが出てくると思う。それをもう一度洗い直して徹底していくという、もう一回作業が必要になってくるだろうと考えているところである。

外松委員

学校がこの基本マニュアルを各校でつくることがよくわかったが、そうすると、学校長はじめ職員の方たちがマニュアルをつくる時に土台となると思うか、そんなに防災にたけた教職員はめったにいないと思うので、よりどころとなる避難させるためのそういうものは何かあるのか。

教育指導課長

よりどころになるものとしては、1つは東京都がこれぐらいの学校安全計画という冊子があるが、その中の防災の部分が参考になる資料としてはある。ただそれも、今回の3.11を受けてつくったものではないので、それで先ほどの生活指導主任を対象にした研修と、副校長を対象にした研修、この2回の資料、これが3.11後の新たな対応の資料になると考えて、示しているところである。

外松委員

わかりました。

天沼委員

やはりこの問題も、地域との連携と言うか、そういう視点がこの中にも見られるが、大切になると思う。子供が下校途中、登校途中、突然襲われたとき、どこに避難するか。そういう避難場所も地域にあればと思うが、もう1点、やはりけがとかいるんことが起きる可能性がある。そういった医療機関との連携、あるいは警察に協力をお願いすることがあるかもしれない。そういう他の機関との連携をどのように考えているか。

教育指導課長

これは、あくまでも今回の地震についての指導に関することで掲げているが、関係機関との連携は、当然各学校は既に、児童がけがした場合、連携の図になってどこに連絡していくのはあると思う。ただ、あの規模の地震がもし関東地方で起きたときに、そういったところとの連携ができるかどうかは、なかなか難しい問題があるかと思うが、そういう視点についても各学校から上がってきたときに確認してもらいたいと思う。

学校教育部長

今のお話だと、学校の範疇を超えて、練馬区全体の話になってくる。けが人が出れば、それは学校だけの話ではなく、当然保育園もあるだろうし、一般の方もけが人どうするんだという話になる。そういう意味で言うと、練馬区は危機管理室が中心となってつくる地域防災計画、この中に位置づけて対応していく話になってくるだろうと考えている。そこまでいくと学校だけの話ではない、教育委員会だけの話でもない。今まさにそれを危機管理室のほうで、地域防災計画の見直しということで作業を始めているところである。

天沼委員

今のと関連して、文中に「避難拠点要員」という文言があるが、これはどのような方を指しているのか。

庶務課長

避難拠点要員は、学校の職員とともに、地域の方を避難拠点要員ということで構成して、災害時、震度5弱になったときに参集し対応する形になっている。

天沼委員

わかった。

教育長

この文章は、本当に3.11を経て、とりあえず学校のほうに検討を図っていくということを出したが、そういう意味では大変時宜を得た指針だと思う。ただ、中身を徹底していかなければいけない。さっき副校長会、あるいは研修会で検討を図ったということだが、今後、常にこの中身については確実に各学校の中ですべて、ここも含めて徹底を図っていく。それについてどういう検討がなされているか。

教育指導課長

今、学校段階でつくって、まず再構成するということでやっているが、先ほど9月中旬までに副校長会がまず持ち寄るといった話をした。それを当然教育委員会も入って、その中で絶対に外してはいけない部分を確認しなければいけないと思っている。それを確認した上で、もう一度各学校のマニュアルの修正をかけて、それを今度は校長会、あるいは教務主任の会、生活指導主任の会の中で、マニュアルの中で徹底しなければいけないことを改めて確認していく。さらにこれからのそういう作業が当然必要になってくると思う。それをしないと各学校任せになって、やや不十分な点も出てきてしまうかと心配している。

教育長

その中で、さっき阿形部長から話があったように、区の地域防災計画を今全面見直しをかけている。地域とのかかわりの中で学校はあるから、その地域防災計画の全面見直しという中身を十分、それらも配慮しながら学校における防災対策、震災対策、もっともっとブラッシュアップしてもらいたいと、私としては思っている。それが1点。

それからもう一つ、学校と家庭の連絡方法、表面の下に点線で囲っているが、今後はCMSの構築と書いてあるが、このCMSを知りたい。

新しい学校づくり担当課長

学校の情報化を進める関係で、簡単に、あるいは迅速にホームページを作成できる一つの仕組みということで、練馬区全体のホームページについては、既に導入しているが、学校については操作が難しく、特定の教員しかホームページ作成ができない状況であ

るので、今年度中にはこのCMSを導入して、発信しやすい状況をつくることを進めているところである。

教育長

学校の人たちは、CMSと聞けばわかるのか。それであればいい。

あと登下校中、特に下校中震災にあった場合、保護者としてみれば、自分の子供が学校にまだ残っているのか、それとももう下校したのかすごく心配だと思う。そのときに、学校側から保護者に対してどういう情報を流せるのかがあるが、手段として、例えば電話で問い合わせがなくても、こちらから電話で保護者に連絡しようと思っても、当然、電話が不通ということもある。そうした場合には、ここにあるようにメール配信という方法も考えていかなければいけない。その辺については、検討状況みたいなものはどうなっているか。

庶務課長

災害時のメール配信については必要なものだということで、我々も認識している。ただ、これについてはかなり経費もかかるので、どういった形が一番いいのか。今後学校のほうにもシステムを新たに構築していくのがあって、その中でそういった配信のサービスもあると聞いているので、経費的な部分を含めて、現在は各PTA単位でそういうものを導入しているところもあるが、さまざまなものがあるので、どういったものがあるのか、今検討している最中である。必要性は認識しており、どういった形がいいのか検討を含めながら考えていきたいと思う。

天沼委員

今のことで、この中にも緊急時に備えた学校備品の整備など、確認があるが、ライフライン停止のときには水道、電気がとまることが考えられる。そうしたときに電気が使えない。今のシステム、CMSという、これもおそらく電気を利用するのではないかと思うがいかがか。

庶務課長

確かに停電になるとそもそもパソコンが使えないので、そういった意味では厳しい面もあるかと思っている。電気のバックアップとか、そういった部分については、どこまでできるのか検討が必要になってくると思う。

教育長

1つのものに頼ってはだめだと思う。いろんな手段を用意しておかないと。

教育指導課長

携帯のメールに関しては、今庶務課長から検討している部分もあるようだが、各学校かなり、特に小学校は、今回のことを踏まえて、PTAと相談して、ほとんどの学校が携帯でメール配信できることは多分構築していると思う。ただ、携帯も3月11日は、

メール配信をしても届いたのが4時間後、5時間後だったということがある。一番いいのはツイッターだそうである。その辺のことも学校には当然情報提供しており、今教育長のお話があった、さまざまな方法を考えておかなければいけないと思う。

委員長

よろしいか。

教育長

あと1点。地震防災教育を進めていくということだが、先日子ども議会があり、中学生のほうから随分震災を受けて、自分たちとして何ができるのかという問題意識が増えてきた。いくつかのグループが同じようなことを発言していたが、中学生としては、自分たちも震災になったときに、例えば避難所のボランティアとして自分たちも参加したい。要するに自分たちにももっと役割を与えてほしいという意見が随分あった。確かに震災時については、まずは子供たちの安全を守っていく、これは大前提であるが、一段落して、避難所が開設されて、そういう中で、とりわけ中学生などがスタッフとして活躍できる場面というのは当然あるだろうと思っている。今後、こういう防災教育を進める中で、そういうものも組み込んでいただければ、子供たちもせっかく役割を担いたいと言っているので、ぜひそれについては伸ばしてあげたいと思った。よろしく願います。

委員長

私からも伺う。さっきマニュアルの話がいろいろ出ていたと思うが、今の話で、9月の時点で各校の修正したものを一応教育指導課のほうと各学校でもう一度検討されることのようなのだが、やがて人というのは異動でかわっていくし、今外せないことはこういうことだということを研修しても、それはなかなか申し伝えるのは難しいと思う。そういったときに、1年、2年かけてもよいと思うが、区としてのマニュアルを、3月11日の教訓を得て、最大限いろいろな情報を盛り込んだ区としてのマニュアルをつくるという方向で、私はぜひやっていただいたほうが、いろんな事柄が徹底できてよろしいのではないかと。当面のところはこの指針のこのプリントでいいのかと思うが、このプリントすらすぐどこかに挟み込まれてしまうものなので、これは長期的な問題になると思うので、どこか1つまとめたものとして、区としてこうである。それから区全体での、さっき避難拠点要員の話が出たが、もっといろんな面で前回の阪神・淡路大震災のときとは違った教訓がたくさんあると思うので、それを盛り込んだようなものをぜひつくるような方向で、検討委員会を立ち上げていただきやっていただけたらと、私は強く思っている。教育長、いかがか。

教育長

先ほど言ったように、区の地域防災計画を今全面改定をかけている。その中に教育の部分はどう位置づけるのか、その部分を見きわめながら教育委員会としても学校現場における震災対策についてというのを、マニュアルなり指針なりしたものを、区の防災計

画と合致させた形で、整合性を図った形で作り上げていくことが必要だと思っている。それについては改めて、今回の指針を出して、いろんな学校側からの意見も聞きながらつくっていきたいと思っている。

委員長

地震のことについて各学校にマニュアルが、平成10年3月に、地震対策の手引きということで、教育委員会として学校のいろんな場面における、移動教室における、登下校における、対応がイラスト入りの形で、見てすぐわかるようにつくられ配布されている。当然、これでは全然足りないと思うので、これに言われたようなことを加味した形の手引き書が各学校があれば、各学校も大変心強いと私は思う。ぜひ教育長が今言った形でお願いしたいと思う。

ほかの方、意見あるか。よろしいか。

天沼委員

練馬区で今、町内というか、放送が流れる。地域の人たちにああいう放送を通じて連絡するというのは、こういった地震のときに有効かと思うが、そういったことも含めて、学校ももちろんであるが、流していただく。例えば光化学スモッグが発令された、解除されただけでなく、すぐに外にいれば聞こえてくる、窓を開ければ聞こえてくる、そういった身近な情報がすぐに入るような、そういうものも含めてやっていただければと思うがいかがか。

庶務課長

一応、区のほうには防災無線があって、やはり一定の震度以上になると、自動的に流れるようになっている。ただ、これがかかなり古くて聞こえづらいということもあり、防災課のほうではそのあり方も今検討しているところである。学校なり公共施設には防災無線もあって、やはりそれを通じて連絡をするという体制は、一応取れている。なかなかふだん使わないので使いづらいところはないわけではないが、一応そういう体制は整えられている。そのような活動についても今後検討はされていくと思っている。

以上である。

教育長

いかに早く区民の方々に正確な情報を伝えていくか。これは役所の大きな役割の1つである。ただ手段が、どこかで断ち切れてしまう、例えば防災無線の使い勝手がわからない、使いづらかったり、あるいは放送等についても聞こえない、都会は反響してしまう。だから全然聞こえない、何を言っているのか聞こえないというおしかりばかりいただいている現状である。

あと、ホームページだとか、あるいは車で地域を周回してということで、そこからお知らせする。さっき私も申し上げたが、1つではだめである。幾つも用意しておいて、そのどこかで情報を得ていただく流れにしないと、あのような大きな震災のときには太刀打ちできないだろうと思っている。その辺についても、今天沼委員言ったことも、実

は今回の区の地域防災計画の見直しの中に、非常に大きなテーマとして位置づけているので、見直しの経過をちょっと見ていただければと思う。

天沼委員

わかった。

委員長

各委員からさまざまな意見をいただいた。なお、大震災を契機とした災害対策については、今もいろいろ話にあったが、区全体としても検討を続けているところである。したがって、この陳情案件については継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第3号は「継続」とする。

(3) 陳情第4号 災害時の放射能対策に関する陳情書

委員長

では、次の陳情案件である。平成23年陳情第4号 災害時の放射能対策に関する陳情書。この陳情案件についても資料が提出されているので、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問を伺う。

天沼委員

今、説明いただいた対応基準は、どのような形で区民、保護者の方々にお知らせすることになるのか。

庶務課長

保護者の方というよりは、これは区民全体にお知らせすることで、これは区のホームページで対応基準、考え方を示させていただいている。

天沼委員

ホームページを見る方と見られない方というと思うが、区民全体にお知らせするというのであれば、これもいろいろな形で公開して行って、区としてこう対応するという

ことをお知らせすべきだと思うがいかがか。

庶務課長

その辺の周知の対応については、区全体の対応の中でやっていくところもあるので、その辺については担当のほうと十分協議して、統一的な対応をしていきたいと考えている。

以上である。

委員長

ほかに。

安藤委員

今のことに関連してであるが、保護者をはじめ、子供たちの安全について、とても気にしている方がたくさんいる。今話があったように、対応基準をきちっと示し、もしも場合ははかり直し、そして立ち入り制限ということで本当に安心できるというか、心強いと思う。今、天沼委員が言ったように、保護者の方に周知というのは、おそらく校長先生方からPTAの会合等で話していただければ、保護者のほうにも伝わると思うので、そういった方法も検討をしていただけたら、保護者は安心だと思うので、ぜひ周知の点は願います。

委員長

ほかに。

外松委員

区民の放射能に関する不安に対して、このように適切な対応をしていることはとてもいいなと思っている。この測定のサイクルであるが、大体このぐらいの時期になると、例えば月に1回とか、どういうサイクルで測定していくことになるのか。

庶務課長

先ほどの資料1で説明した空間測定、プールの測定については、6月から8月の間に月1回やるということで今まで取り組んできている。この数値を6月から見ている中ではさほど変化がないという状況である。9月以降についてどうするかは、またそれらの数値を踏まえて区全体で今後の方針を決める形になるうかと思っている。

外松委員

6月から8月にかけてはよく説明いただきよかったが、ただ、放射性物質に関しては、やはり本当に目に見えない部分であるので、もちろんにおいなどがないわけであるから、皆さん本当に恐怖を抱いている。だから、この空間測定は、やはりある程度ずっと続けていく必要があるものではないかと考えるのだが、その辺もぜひ検討いただきたいと思う。

天沼委員

このデータが区のホームページで公開されることであるが、各学校ごとのシーベルトの値が出てきているが、これは学校ごとに周知され、そして学校ごとはどのような取り扱いをするようになっているのか。

庶務課長

既に8月から各学校ははかっている。はかった段階で、その時点で既に学校のほうにはその数値は示している。それについて先ほども保護者の方からのいろいろな問い合わせであるとか、心配もあるということで、それについては個別に周知という形で活用していただいて構わないということで、それぞれ対応方はお願いしているところである。

天沼委員

そこであるが、伺いたいのは、その話を受けて、どういう対応が必要となるかということで、このあらわれた数値に対して、各学校ごとに対応を図るということであるが、学校としてはどういうふうに対応したらいいのかをお聞きしたいと思う。

庶務課長

この放射線の数値を見て、これで安全だとなかなか言い切れない内容もある。だから、その辺でこういった数値であるからこうしてくれ、ああしてくれというのは、区全体の中で、この数値を受けてどう対応するかはまだ決めていない。先ほどは基準は決めたので、その基準を超えれば対応は取るということであるので、その基準の範囲内にあることの確認になろうかと考えている。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにあるか。それではよろしいか。各委員からそのような意見をいただいたが、先ほどの陳情案件と同様、大震災を契機とした災害対策について、区全体として検討を続けていると伺っている。したがって、この陳情案件についても継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第4号は、「継続」とする。

(1) 区立幼稚園の適正配置について

委員長

次に協議案件である。区立幼稚園の適正配置について、この協議案件については資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは各委員のご意見・ご質問をお受けする。

天沼委員

以前にも、区立幼稚園適正配置の案件が出たときに申し上げたが、幼児教育のセンターとしての役割を担っていただきたいと思う。内容的には公開保育をすとか、実践研究を行う、あるいは地域の子育ての教育相談を受ける、地域の方との何らかの連携事業、幼稚園を利用して実施すとか、そういった一つ幼児教育の研究、あるいは実践そういったことの一つのモデルを示すことができるような、そういったあり方は考えられるかと思う。

この中では、幼小連携とか、幼保連携という話も出ている。保育上の保育指針と幼稚園の教育要領とのすり合わせで、前に出たときも、認定こども園だったか、そういう話もいただいたが、新たな取り組みの方法、あり方として、そういう考え方も、認定こども園はどういう可能性があるのかということも、あわせて考えていただきたいと思う。

新しい幼児教育を目指すという形での残し方、そういうことが可能なところをやはり探っていただきたいと思う。前向きに取り組んでいただきたい。

それからもう1点、そうするとある程度子供の数も必要になる、幼児教育のモデルであるので、ほかに適応できない少数人数のところでは、あまりデータとして意味がないのかと思う。10名未満、10名程度でそういうことが可能か、この1園当たりの10名という基準はちょっと私としては見直していただきたい。もうちょっと必要ではないかと思うがいかがか。

学務課長

やはり幼稚園として考えたときに、どの程度の規模が好ましいかということであれば、例えば単学級よりは複数学級があったほうがいいであろうということも考えられるが、当然、廃止をすとなつたときに、廃止になつても区立幼稚園を選んでくれる皆様どの程度いるかについて、多少、手探りな部分がある。あまりここの基準を高くしてしまうと、一方で区立幼稚園に期待する保護者の方に、ほかの園にかわっていただいたり、場合によってはしなければいけないところ。この10名は、幼稚園長と相談したのだが、最低限5人の小グループが2つできる。グループ対抗での遊びとか、そういったことで最低学級の中に、一つのグループではなくて複数のグループを置くことができるということで、最低でもそのぐらいであれば幼児教育として成り立つであろうということであ

る。区立幼稚園として残す園も決めていくわけであるから、そちらのほうは一定程度、おさんが逆に集まってくるのではないかと考えている。今天沼委員が指摘されたように、区立幼稚園が今後ある程度幼児教育のモデル園として残っていかなければいけないのがあると思う。当然、区立幼稚園で研究、実践をしたことは、広くほかの幼稚園にも広めていかなければいけないと考えているので、そういった意見については今後とも考慮して進めていく。

天沼委員

わかった。

外松委員

話を伺ったが、今まで光が丘の4園が、子供たちに培ってきたこと、子供を通して親御さんもきっと教育してきただろうし、また、地域にも貢献してきたことを思うと、4園から2園になって、廃園が出てくることは大変残念には思うが、この光が丘地域の歴史というか経緯と、現状を認識していくと、やはり適正配置を行っていかなければならない、本当にそういう時期に迫られていることは私も感じる。それで裏面に記載されている区立幼稚園適正配置の基本的な考え方の(1)の区立幼稚園の果たすべき役割と今後のあり方、また、(2)の適正配置実施に当たっての視点は、適正配置を行う上で、本当に必要で適切な視点だと思う。もしこれから先検討していき、ほかにもさらにより視点があつたら、それも視野に入れていろいろと残る2つの園に、本当に地域にとっても、子供たちにとってもよい幼稚園になるように検討していただきたいと思う。

検討する方たちだが、もし聞き落としていたら申しわけない。先ほど5園の園長先生方と学校教育部という話だったが、これから先も、即来年度の園児募集に対応しなければいけないということで、いろんなことが必要になってくると思うが、その方たちで行っていくと考えてよろしいか。

学務課長

区立幼稚園の園長5名と、学校教育部の部課長、関連する部課長のほうでこれまで検討を進めて来た。最終的にもう一回検討して、最後、諮問ということも考えたいと思うが、当然、現場の園長からは、現場に即してさまざまな意見をいただいているので、引き続き、しっかりと計画をまとめ、区民の皆様にも、できるだけ不安等を解消する形で、この内容について示していければと考えている。

委員長

よろしいか。

外松委員

ちょっと立ち入って伺うが、そうすると、来年度の園児募集があるので、それを考えると、残る園、廃園になる園が決まるかと思うが、その辺は大体何月ごろと考えているのか。

学務課長

実を申すと、通常であると、区立幼稚園の園児募集は9月の最終、28、29を予定しているが、本年度はこういった形で適正配置を前提にしているので、ちょっとそのスケジュールは厳しいこともあり、園児募集を10月の中旬に延ばしている。したがって、きょう、基本的な考え方ということで教育委員会にお諮りをしているわけであるが、この考え方で具体的に進めて構わないということであれば、具体的な幼稚園についてはこの後早急に絞り込みを行い、9月、区報掲載、また募集要項の配布等の時期には、具体的な廃止園名が出ていかないと、募集をかけることができないと考えるので、早急に話し合いでまとめていきたいと考えている。

委員長

よろしいか。

外松委員

はい。

委員長

伺いたいのだが、この件に関して、保護者の方への周知はどの程度のところまで行われているのか。今後、保護者及び近隣の方であろうか、そういう方たちへの周知ということ、またはご意見ももしかしたらあるということについても、どのような形で行っていくようになっているのか教えていただきたい。

学務課長

まず区立幼稚園の適正配置については、平成17年に基本方針を進めたときに、区民意見反映制度に基づき、区民の方からも意見をちょうだいしている。今回検討に当たって、特に保護者の方に対して周知していないが、この後、募集を始める時期となったら、各区立幼稚園のほうで、当然、在園児の保護者の方もいろいろ幼稚園について、愛着など、そういったものがあると思うので、各幼稚園のほうで説明会をしていきたいと考えている。そこでさまざまな意見をちょうだいすることになると思うが、基本的には適正配置については2園廃園ということと、その際、お子様たちに影響がない形で進めていくことで、いただいた意見を真摯に受けとめながらも、適切に進めていきたいと考えている。

委員長

よろしく願います。ほかの方、意見・質問あるか。

それでは、各委員から意見をいただいたが、この協議案件については、今後も検討組織で検討続けていただき、教育委員会でもその報告を受け、協議を続けてまいりたいと考えている。したがって、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

異義なし。

委員長

では、この協議案件については、「継続」とする。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について

委員長

次の協議案件である。練馬区教育振興基本計画の策定について。この協議案件については、資料が提出されているので、説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見・ご質問を伺う。

教育長

天沼委員に関係していただいた21世紀の練馬の教育を考える懇談会、これが平成15年。8年前ということで、この21世紀の練馬の教育を考える懇談会の答申の趣旨に基づいて、この間、小中一貫だとか、あるいは中学校の選択制を含めて次々と施策を実現してきたわけである。

今度は、ちょうど8年たったので、今度はまた新しく向こう10年の練馬の教育のビジョンを策定したいということで、この練馬区の教育振興基本計画をつくり上げていきたいということで、きょう初めて協議という形で出させていただいた。

練馬の教育を今後どうしていくかは大変重要なテーマだし、議会、区民含めて、大変関心の高いところだと思うので、これから何回かにわたって議論をしながら、また懇談会を立ち上げることでもあるので、懇談会での様子なども情報提供させていただきながら、教育委員会でも審議を深めてまいりたいと思っている。よろしく願います。

委員長

ほかの方、意見・質問願います。

天沼委員

体系のイメージの最後の文言に、教育目標の抜粋ということで、人間性豊かな子供の育成、あるいは基本方針の最初の一番目に、人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成ということがある。子供を育てるということで、非常に大変な事業であるが、今体力の低下とか、モラル、知育の点でも個別的に格差があると言われていたりする。知・徳・体のバランスの取れた教育というか、そういう子供の教育を通して子供たちを育成してい

ただきたいし、最後のところが人間性、心を育てることの大切さということ、やはりこの中で一つ考えていただきたいと思う。

教育関係のところは、通り一遍の教育というよりは、子供たちがやる気というか、チャレンジ精神と言うか、意欲が沸き立ってくるような、そういった環境の整備ができればいい。もちろんその前提としては、安全・安心できるような、そういった学校づくり。そういったものが前提にあって、意欲をかきたててくれるような。今後、どういうふうな社会を描くかということになると、少し大きな話になるが、今金融危機などが叫ばれているから、当面低成長、経済的にはそういった時代を迎えるだろうし、環境問題などいろいろエネルギーなどの問題も含めて、持続可能な社会ということも言われている。そういった中で生きていく子供たちは、どういう社会なのか。今までのような高度経済成長で他をかき分けて、競争社会というよりは、みんなで協力しあって、助け合って生きていく。そういったチームワークと言うか、人と人と助け合えるような、そういう共生社会と言うか、そういう社会が一つ描けるかと。そういう中で生きていく子供たち。それは障害者と健常者という意味だけではないわけだが、そういう人間性のある子供を育てる、そういうものが出来れば大変私はいいかなと思う。ちょっと漠然とした抽象的な話で申しわけないが。

これを具体的にどういうふうな施策にのせていくかということになると、こちらに参考例として出ているが、やっぱり魅力のある学校や学校経営が大切かと思うし、それから最近小一ギャップ、中一ギャップいろいろ言われている。そういうことがあると子供たちの精神的な負担、心が揺れてしまうことがあると思う。そういったことがないような、切れ目のない支援が行われている、充実されていることも必要であろうし、いろいろ課題はたくさんあって、全部それによって解決できるプランはなかなか任が重いかなと思うが、目指すところはやっぱり子供たちが健やかに育つことができる、健全育成の推進ということがあるが、これが最終的に目指す目標かと思う。などなど、思うことはたくさんあるが、以上、私の気持ちと言うか、願いを述べさせていただいた。

委員長

ほかの方はいかがか。

安藤委員

質問であるが、計画の範囲ということで、組織改正に伴い、文化・芸術、生涯学習及びスポーツ関連施策については移行するということであるが、となると、この教育振興基本計画は、どの年代、学校教育、いわゆる小学校、中学校だけを指しているのか、それともさっき幼稚園との連携とかいろいろある、どこまでを想定している計画なのか。

庶務課長

この辺については、それぞれほかの自治体を見ていると、子供から何歳ぐらいだとしているところもあるし、練馬区でも、今回組織改正をして、教育分野に子供分野を持ってくるといった中で、この前も説明したとおり、そこでの所掌範囲は、赤ちゃんから18歳ぐらいまでを一応対象にしようということをしている。そういった意味では、こ

の計画の範囲も、ほぼそれに合う形になるかと考えているところである。

とりわけ子供分野については、どこまでがこの計画の中に入れられるかについては、ちょっと議論が出てくるかと思っている。

ただ、大きな範囲としては、幼児から18歳ぐらいまでを念頭に置いていこうかと思っている。

学校教育部長

ちょっと補足であるが、各自治体が決める教育振興基本計画は、基本法の規定からすれば、国の計画に沿ってやりなさいという言い方をしているので、そういう意味で言えば、国の計画というのは、まさに今の教育委員会の組織と同じ、幼児から生涯学習まで含めての計画である。それに沿ってということになるが、この教育、練馬区の教育振興基本計画、あくまで教育委員会で決めていく。責任主体として教育委員会なわけである。そうすると、計画期間が始まる来年4月以降、今考えているが、その段階で生涯学習の部分が、教育委員会の権限から離れるという流れの中で今計画をつくっていくということになるわけである。さらには、現在、区長部局でやっている子供分野が教育委員会の権限として来年4月以降、事務処理を行っていく。こういう練馬区の、ある意味で言う特別な事情があるわけである。これをどういうふうに計画の中で反映させていくのか。あるいは教育委員会として決める計画として、どの範囲まで含めるのが妥当なのか、それはある意味で言うと、この教育委員会の中で協議をしていただくことにもなるだろうと思っている。そういう意味で、今庶務課長が言われたのは、一つの方向として、来年4月以降、教育委員会の事務として、幼児就学前から、大体中学校卒業、それから青少年の部分まで教育委員会の所管事項になっているので、その辺が一つの範囲になるのかというのが、今事務局として考えている範囲である。

委員長

ほかの方いかがか。

外松委員

区としての教育振興基本計画であるが、私は、まとめた言葉で言えば、やはり子供たちがどんな状況になっても、力強くしっかりと生きていける、そういう生きる力を備えて、生きる力を内在した子供に育てほしいと思う。そしてまた、人は一人では生きていけない、本当に人とかがわって、ともに生きていく、そういうことができる子供をぜひ目指したいと思っている。

あと練馬区としては、本当に画期的なことに、さっきお話があったように、24年度から組織が大きく変わってくる。なので、前々からの願いであった、それこそ「おぎゃー」というときから成人まで、その辺の子供というそののかかわれることであつたら、そういう長期に見た教育の振興の計画が少しでもこの中に入れられて、できるならいいと思っている。

先ほど教育長が報告してくれた子ども議会で中学生たちが自分たちのできることがあれば何かやりたいと、そういう子供たち、中学生に育ってきているということは非常に

うれしいことであるから、そういう中学生たちの気持ちも組み入れた、そういうものができればいいと思っている。

委員長

ほかの方、いかがか。

安藤委員

先ほど、18歳ぐらいまでということであったが、国のやり方があって、それから練馬区は練馬区で独自のということは、実情に沿っていればとてもいいことだと思うのだが、国がどうしてそういうふうなやり方を定めているかということをよく慎重に見きわめて進めていただきたいと思う。

庶務課長

今何人かの委員からいただいた、やはり生きる力の育成というか、その分については、国側の計画、それから東京都の教育ビジョンの中にもあるし、あるいは新たな指導要領の中でも動きが出ているので、その辺はやはり一番肝になろうかと私どもも考えている。それらを軸にして、どういった体系を組んでいくかが今後の作業になっていくかと思っている。その点は、国の計画なり、都の計画なりをやはり十分踏まえた上で、それはやっていく必要があるかと思っている。加えて、練馬区での状況も加味しながら、基本的には国の計画なり、そのあたりは十分踏まえてやっていきたいと考えている。

委員長

ほかに意見あるか。それでは、各委員からさまざまな意見をいただいた。この協議案件については、計画策定に向けて、今後も協議を続けてまいりたいと考えている。今いろいろ意見をいただいたことを、具体的な形になったときに、改めて意見をいただくことも結構かと思う。本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(1) 教育長報告

平成23年度 練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について
練馬児童劇団 第30回発表会の開催について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

きょうは案件にあるように、3点報告をしたいと思う。

委員長

それでは、報告の1についてお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問・ご意見あるか。

外松委員

みんなそれぞれにいろいろ歴史とかいわれがあってすばらしいと思う。13ページの金乗院の大イチョウは、3枚ともこの大イチョウのいろんなアングルでよろしいか。

生涯学習課長

そうである。

外松委員

三代将軍のお手植えというのは、何かそのことがはっきりわかるような。そんなのがあるのか。

生涯学習課長

明確に三代将軍家光がお手植えをしたと、その当時の記録はない。ただ、金乗院の代々の言い伝え、これは非常に古くからあって、既に大正時代には家光お手植えだということが記載された図書がある。ただ、このイチョウの樹齢の測定等、なかなか一部を破壊してみないとわからないということもあり、確証を得るような調査は破壊をしないで調査するのは難しいようである。ただ、審議の中で、樹木の関係の専門の先生もいるので、審議の中でそういったことも含めて外見からの判断という、意見をいただきたいということである。

以上である。

委員長

ここにある登録と指定だが、登録から指定になるのは、どのように具体的には取り扱い上違うのか。

生涯学習課長

指定になると、区として確実に保存をしていきたいということで、周囲であるとか、そのものを保存していくための措置をする場合に、補助金を出せるようになる。通常は登録の場合だと補助金の形では出せないが、指定になると補助金という形で、かかった費用の半額を限度に区のほうで補助をしていくことが大きな違いである。

あとは、指定になると、現状変更の届出制とか、そういった規制もかかって、なかなか文化財が簡単になくなってしまったりとか、破壊されてしまうということがなくなるようにという手段。

委員長

わかった。ありがとう。ほかの方はいかがか。

天沼委員

ちょっとピントがずれているかもわからないが、こういった文化財が次々に、随分古い時代のものが見つかるということは、練馬区は東京大空襲は免れたのか。火災とかいろいろあって、中には消失してしまうものもあるかと思うが、どうだったのか。

生涯学習課長

練馬区は、近郊農村地帯であったが、横田のほうから順番に、東京に近いほうから順番に市街化していくことがあった。東京大空襲については、今も都心部、それからいわゆる下町地区、非常に大きな焼夷弾等で被害を受けている。練馬については、焼夷弾の投下並びに250キロ爆弾等の投下も確かにあった。特に被害を受けた地区は、練馬の今のちょうど駅前、千川通り沿い。こちらには焼夷弾、それから250キロ爆弾等の投下もあった。それから関町周辺、これは中島飛行機が近くにあったが、連続して投下を、等間隔で250キロ爆弾が落ちてきたということである。ただ密集した住宅地域ではないので、その限定的な範囲の中での被害となった。特に文化財については、戦前の文化財の状況については、わかっているもので消失したものは特にないが、紙の記録、特に文書の記録とか、そういったものでは、文書がなくなったとか、いろいろなことがある。ただ、それが戦災によるものかどうかについては明確にはわかっていない状況である。

天沼委員

丁寧にありがとう。

委員長

よろしいか。
それでは、報告の2番についてお願いします。

生涯学習課長

資料5である。練馬児童劇団の第30回発表会の開催について報告する。
日時であるが、平成23年の10月2日曜日、昼の部と夜の部、2回の開催を予定

している。昼の部については午後2時開演、夜の部については午後6時開演ということで予定している。

会場については、練馬文化センター小ホールである。練馬児童劇団劇団員30名が出演して発表会を開催する。

ことしの演目については、「サウンド・オブ・ミュージック」を約1時間と短い時間であるが、ここで演じるということである。

この周知については、ねりま区報の9月1日号並びに町会掲示板等にポスターを掲示する。あるいは区立施設等にチラシ配布のお願いをしまいる。

なお、青少年館のホームページでもやってるところである。

それからその下の点線の欄であるが、参考ということで、創設は昭和55年2月。団員は小学4年生から20歳。練習場所については春日町青少年館。近年の活動状況は、平成13年から昨年までの発表会の演目について記載させていただいたものである。なお、教育委員の先生方には、別途案内をさせていただきたいと思う。

以上である。

委員長

これは質問がないと思うので、その次の報告、何かあるか。

庶務課長

資料6である。平成20年8月の実施事業追加分と、9月の実施事業分ということで、2年にわたり17件承認しているので、お目通しいただきたい。

以上である。

委員長

この件についてもよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、以上で第16回教育委員会定例会を終了する。